

○ 経済産業省告示第三十二号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三日

経済産業大臣 萩生田光一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一 居住者若しくは非居住者による本邦から 外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて次に掲げるものに対して行うもの及びこれらのものによる本	一 居住者若しくは非居住者による本邦から 外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて次に掲げるものに対して行うもの及びこれらのものによる本

邦から外国へ向けた支払

イヌヌ 「略」

ル 資産凍結等の措置の対象となるべラル

ーシ共和国の個人及び団体として外務大

臣が定めるもの（国際平和のための国際

的な努力に我が国として寄与するために

講ずる資産凍結等の措置の対象となるべ

ラルーシ共和国の個人及び団体を指定す

る件（令和四年外務省告示第九十一号）

で定めるものをいう。）

ヲヌヨ 「略」

二ヌ五 「略」

備考 表中の「」は注記である。

邦から外国へ向けた支払

イヌヌ 「略」

「新設」

ルヌカ 「略」

二ヌ五 「略」

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件（令和四年経済産業省告示第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第二号を次のように改める。

- 二 附則を次のように改める。

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一号又の規定は、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人を指定する件（令和四年外務省告示第七十九号）別表Ⅰに定める団体のうち、ロシア連邦中央銀行については令和四年三月一日から、バンク・ロシアについては令和四年三月二十八日から、プロムスヴヤジバンク及びVEB・RF（ロシア対外経済銀行）については令和四年三月三十一日から、その他の団体については令和四年四月一日から施行する。